

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、直営飲食店チェーン、FC事業の多店舗展開、カラオケハウス、各種食料品及び製造・加工等の提供等を営んでおります。これら飲食業を営む企業の行動を厳しく監視・加工品等の提供等の事業を営んでおります。これら飲食業を営む企業の行動を厳しく監視・規制する法律には、食品衛生法、消防法、個人情報保護法などがあります。当社グループでは、コンプライアンス(法令遵守)は企業が存続する上で最低限の条件と受け止めており、むしろ経営戦略や事業目的の遂行の観点から積極的にとらえ、企業価値の増大という企業の基本的な目的に照らして合理的な仕組みを構築すべきと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
蔵人 金男	5,970,105	7.93
(株)サンクロード	5,350,430	7.11
蔵人 良子	5,118,750	6.80
蔵人 賢樹	3,564,617	4.74
鈴木 理永	1,094,625	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	668,960	0.89
(株)りそな銀行	567,000	0.75
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	543,000	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口6)	445,000	0.59
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口3)	442,500	0.59

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

(1) 当社グループは多業態多店舗展開を進めております。業態開発の方法として自主開発に加え、平成14年1月よりM&Aによる方法を採用して以来、平成16年10月1日よりの会社分割に併せて現在では12のグループ会社を有しております。今後も業態の多角化と店舗網の拡大を加速するため、M&Aを積極的に推進して参ります。従って、グループ会社の運営の効率化、収益性の向上が継続的な課題となります。当社は、各グループ会社の自立性を保つことを基本方針としており、グループ会社の経営方針の決定は各社に委ねますが、グループ会社での新規出店・閉店に関する店舗政策や投資戦略につきましては、個別の案件毎に当社取締役会に上程し、承認を受けることを義務づけております。

(2) 上記「2. 資本構成[大株主の状況]表」につきましては、平成23年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名
定款上の取締役の任期 2年
取締役会の議長 社長
取締役の人数 更新 6名
社外取締役の選任状況 選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
定款上の監査役の員数 5名
監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 監査役と会計監査人は、随時相互の監査結果の情報交換を行っており、当社の業務執行状況及び管理会計業務の把握と監視を行っております。
(2) 企業集団の内部統制を担当する部署として、社長直轄の内部監査担当を置き、グループ各社への指導・支援を実施する。また、内部監査担当は、グループ各社の内部統制の状況についてまとめ、定期的に当社取締役会及び監査役会に報告することになっております。

社外監査役の選任状況 選任している
社外監査役の人数 2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
結城 修	他の会社の出身者								○	○	
本下 哲也	他の会社の出身者								○	○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指
----	------	--------------	--

			定した理由を含む)
結城 修	○	独立役員に指定しております。	当社の業務運用の適法性、公平性の監査、指導を仰ぐため。 (独立役員指定理由) 結城修氏は、当社のメインバンクである(株)みずほ銀行を退職して14年(選任当時)経過していること、当社の(株)みずほ銀行への借入依存度も突出していないこと、また、(株)みずほ銀行の当社株式の持株比率も1%に満たないこと等点から意思決定に対して影響を与える特別な利害関係はないものと判断しております。
本下 哲也		——	飲食業界の動きに照らし当社のあり方について指導を仰ぐため。

【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は平成16年10月1日より持株会社に移行しました。現在、持株会社である当社の取締役へのインセンティブ付与に関する施策はありません。ただし、持株会社に移行する前に、当社で、平成14年6月15日付定時株主総会においては当社従業員を対象に、平成15年6月15日付株主総会においては当社取締役及び従業員を対象にした、新株予約権方式によるストックオプション制度を決議いたしました。このうち、平成14年6月15日付株主総会決議分につきましては、当初の新株予約権行使期間(平成16年7月1日から平成19年6月29日)内に権利の行使がなされております。一方、平成15年6月15日付株主総会決議分につきましては、当初の新株予約権行使期間は平成17年7月1日から平成21年6月30日までですが、付与決議はなされてございません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成23年3月期における取締役報酬額は151百万円であり、同期における監査役の報酬は9百万円(うち、社外監査役2百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、監査役と共に当社の業務執行状況等に関して適法性、妥当性の監査を行い、監査役会、取締役会における助言・指導を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の定時取締役会は月1回以上開催されます。この定時取締役会には、当社の取締役全員・監査役全員に加えて、グループ会社の各社長が出席します。定時取締役会で、経営方針、法令事項等、経営に関する重要事項の意思決定及び業務遂行状況の管理がなされております。監査役は、常勤監査役を中心に、監査法人等との連携の下、業務執行の適法性、妥当性を監視しております。当社の監査業務を執行した公認会計士は高山勉氏、山下和俊氏及び柴田叙男氏の3名であり、いずれも必ず監査法人に所属しております。

内部監査関係については、法令遵守のため或いは売上金管理のため、社長直轄の内部監査チームを設けておりますが、内部監査チームのメンバーは全員、持株会社であるコロナイドの総務部・内部監査担当、販売子会社の店舗監査室及び事業部長や地区長が兼務しており、かつ、組織の改変により変動することもあり人数は固定できませんが、平成23年5月末時点では
(イ)管理部門監査では、集計分析・監査計画立案及び評価担当
コロナイドより、延べ2名
(ロ)店舗業務監査では、集計分析・監査計画立案では、コロナイド及びコロナイド東日本より3名
評価担当は、コロナイド東日本より店舗監査室2名及び店舗サービス担当4名、事業部長・地区長約30名となっております。
なお、株式会社アトムにつきましては、「内部監査室」を設け専任者7人で上記の業務を担当しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しております。外部からのチェック機能の強化という観点から、監査役3名のうち2名の社外監査役を選任し、経営監視機能の充実を図っております。両監査役は当社グループ役員の出席する取締役会において、結城監査役は経営管理の観点から、本下監査役は外食企業のあり方の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、両監査役は監査役会において当社の経営上有用な指摘、意見、その他必要な助言をいただき、経営の透明性と適正性を確保しております。なお、社外監査役の2名のうち結城監査役には、独立役員として届出書を提出しております。

上記の監査役制度を十分に機能させるため、営業のみならず管理部門の責任者より現状報告の体制を敷いております。主なものは以下のとおりです。

(1)財務・営業・店舗開発・教育・マーチャンダイジング担当の各取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じて、監査役と会合を持ち意見交換を行っております。

(2)金融商品取引法における内部統制報告義務への対応するための内部統制担当部署は、定期的に又は監査役の求めに応じて、監査役と会合を持ち意見交換を行っております。

(3)食品衛生法、消防法等法令遵守のための内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行っております。

(4)会計監査人からの監査結果等の聴取及び意見交換のため、随時監査役との会合を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

平成23年6月開催の第49回定時株主総会につきましては、集中日を回避し、6月15日(水曜日)に実施いたしました。今後とも集中日を回避した株主総会を行います。

その他

株主総会後には「株主説明会」をもち、直接株主様からご意見をいただいております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

決算期に説明会を行い、当社事業の内容、展開等について説明を行っております。また、必要に応じて、アナリスト及び機関投資家向けにスモールミーティング及びワン・オー・ワン・ミーティングを開催しております。

なし

IR資料のホームページ掲載

決算短信、月次売上の前年比、店舗の情報及びその他適時開示資料を当社ホームページに掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

IRに関する部署(担当者)の設置IRに関する担当者を決めております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムの基本方針は以下のとおりです。

第1編 総則

当社は、会社法及び会社法施行規則にもとづき、(1)業務の有効性・効率性(2)財務報告の信頼性の確保(3)法令・定款等の遵守という三つの目的を実現するために、内部統制基本方針を定める。

行動指針

- (1)取締役会は、内部統制基本方針を策定し、取締役による内部統制の実施状況について定期的または随時報告をうけ、また、報告を指示し、内部統制の実施状況を監督し、適宜、内部統制基本方針の見直しを行う。
- (2)代表取締役は、取締役会が決定した本内部統制基本方針に基づく内部統制の整備及び運営に責任を負い、上記三つの目的を当社の最優先課題とすることを全職員に周知徹底する。
- (3)法令及び社会倫理規範の遵守(コンプライアンス)に関する内部統制の整備および監督を行うために、社長直轄の内部監査担当を置く。
- (4)当社グループ全体の横断的な立場で内部統制の整備及び監督を行うために、当社取締役会には、監査役全員およびグループ会社各社長も参加させる。

第2編 法令・社会倫理規範遵守の管理

法令遵守のための内部監査の実施

(1)法令遵守のための内部監査の意義

当社グループの各営業店舗及びキッチンセンターは、飲食業の一員として、まず食中毒の発生を未然に防ぐため、手洗いの励行、賞味期限の遵守、冷凍食品が常温で放置されていないか等の点検、清掃の徹底を行う。また、営業店舗には多くのお客様をお迎えするため、火災の発生を防ぐことは勿論のこと万一火災が起きた場合を想定して非難口の表示と非難口がきちんと通れるようになっているか等の点検を行う。更に、当社グループ店舗では、未成年者の飲酒禁止を徹底させるために、未成年者飲酒禁止のポスターを店内に貼ったり、来店者の生に未成年者がおられる場合には、ワッペンを渡したり、「年齢確認承諾書」を頂いております。

(2)運営方法

食品衛生法、消防法、個人情報保護法その他関連法規の趣旨を理解して、営業許可書、食品衛生責任者、防火管理責任者の届出などの形式面のみでなく、これらの法令遵守にかかせない項目を網羅したチェックリストに基づき内部監査を行う。グループ各社は各社毎に、各社の社長直轄の内部監査チームを作り一定の書式に基づき内部監査を行う。

第3編 リスク管理

当社グループは、店舗でのあらゆる緊急事態に備える目的で、リスクを下記のように分類し、報道管制に至るまでの全ての対応策について「緊急マニュアル」を作成して、緊急体制を整える。

- (1)通常営業時対応……店舗における一般苦情、難癖をつける苦情(金銭苦情型)
- (2)大規模災害対応……地震、台風、豪雨、豪雪、火災、爆発、事故
- (3)食品事故対応……食中毒
- (4)その他……上記以外の店舗被害

上記以外の業務遂行上の重要な意思決定ないし事業遂行等に内在するリスクは、取締役会において管理しております。

第4編 業務の効率性

- (1)当社は、各子会社の中期経営計画を具体化するため、グループ全体の中期計画に基づき、毎期子会社毎の業績目標と予算を設定し提示する。

新規出店・閉店などの店舗政策については、原則として中期経営計画の目標への貢献を基準に、その優先順位を決定する。

- (2)各子会社の社長は、各子会社が実施すべき具体的な施策を決定する。
- (3)取締役会は、毎月子会社に目標未達の要因分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ実行させる。
- (4)上記の議論を踏まえ、各子会社社長は、各子会社が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を改善する。
- (5)子会社での新規出店・閉店に関する店舗政策につきましては、個別の案件毎に当社取締役会に上程し、承認を得る。

なお、取締役会の機動的な開催と活発な審議を可能とするため、取締役の員数の少数化を維持し、子会社の取締役の任期を1年として適格性に対する見直しの頻度を高めます。

第5編 財務報告の信頼性確保

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、以下を実施する、

- (1)コロナグループにおける財務報告に係る内部統制の構築のため、コロナに内部統制構築事務局を置き、コロナ東日本、アトム等連結子会社内部統制構築責任者との連携のもと全社的に進行。

(2)現行の財務諸表作成過程において、公正妥当と認められる基準に基づいて内部統制の整備状況及び運用状況を確認し、評価・改善・文書化を行う。

- (3)財務報告に対する重要な影響を及ぼすリスクについてより慎重に分析を行い、有効な統制を重点的に実施し、業務の改善を行う。

(4)商取引及び経理に関する社内規程を整備し、周知・徹底・遵守に努める。

第6編 企業集団の内部統制確保のための体制

企業集団の内部統制の部署として、社長直轄の内部監査担当及び内部統制担当(J-SOX)を置き、グループ各社への指導、支援を実施する。また、内部監査担当及び内部統制担当(J-SOX)は、グループ各社の内部統制の状況についてまとめ、定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループでは、反社会的勢力に対しては一切関係を持たない。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

「お客様の声」センターを対応窓口として内容によって関係者で対応するほか、企業防衛対策協議会等、弁護士、警察等と連携し積極的な情報収集、管理を行っております。

